

事 務 連 絡  
令和 2 年 4 月 1 0 日

西宮市内指定障害児通所支援事業者 様

西宮市法人指導課長  
西宮市生活支援課長  
西宮市障害福祉課長

「緊急事態宣言」発令に係る西宮市内指定障害児通所支援事業所の対応について（通知）

平素は、本市の障害福祉運営にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

特別支援学校等の臨時休業中の本市における放課後等デイサービス事業所等の取扱いについては、「学校の臨時休業に伴う放課後等デイサービス事業所等の対応について（通知）」（令和 2 年 4 月 6 日西宮市法人指導課長事務連絡、以下「市通知」）において示しているところ です。

この度、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づき、緊急事態宣言が発令されたことを受け、本市の対応について、下記の通りとします。

## 記

### 1. 放課後等デイサービス、児童発達支援

#### ① 開所について

感染の予防に留意した上で、利用者やその家族の生活を維持する観点から、原則としてサービスの提供を継続することを基本としてください。

#### ② サービスの提供について

クラスター発生対策を含む感染拡大防止の観点から、保護者の支援が得られるなど、居宅等で過ごすことが可能な方については、保護者の意向を十分に確認のうえ、利用の自粛に協力を求めることとします。ただし、家族の就労等により利用の自粛が困難であり、支援が必要とされる障害児に対しては、感染防止に配慮の上、通所サービスでの受入をお願いします。（感染防止の観点から受入にあたっての留意すべき点については、「市通知」を確認してください。）

また、職員や利用者に感染する恐れがある場合や事業所での支援を継続することに困難と判断される場合には、利用人数を制限する、或いは臨時休業も検討するなど、柔軟な対応を図ってください。

### ③ サービスの利用を自粛した障害児やその保護者に対する支援について

標記の場合について、放課後等デイサービス事業所等の職員が障害児の居宅等への訪問、電話や skype その他の方法などにより、児童の健康管理や相談支援等を行うことは、家庭の孤立化防止や、支援が必要な状況になった際の適切な介入のきっかけとなることから重要であり、また、家庭にとどまることで児童や保護者にかかることが想定されるストレスの緩和や、当該児童の円滑な通所再開のためにも、事業所と保護者、児童がコミュニケーションを継続することが望ましいと考えられます。具体的には、障害児とその保護者が安心して自宅にとどまっていただけのように、保護者の理解を得つつ、以下の例を参考に、個々の状況に応じた支援の実施をお願いします。

(具体的なサービス内容の例)

- ・ 自宅で問題が生じていないかどうかの確認
- ・ 児童の健康管理
- ・ 普段の通所では出来ない、保護者や児童との個別のやりとりの実施
- ・ 今般の状況が落ち着いた後、スムーズに通所を再開できるようなサポート

### ④ 保護者等からの利用希望の問い合わせに対して受入が困難な場合について

利用の自粛が困難なため通所を要する障害児であって、保護者からの利用希望の問い合わせに対して受入が困難な場合、保護者に対し、利用調整を行っている障害児相談支援事業所又は各市町障害福祉担当課（西宮市については生活支援課）に利用を希望する旨を伝えるようご案内ください。

### ⑤ 「居宅等への訪問や電話等による支援（以下、電話等による支援）」を実施した場合の報酬請求について

通常提供しているサービスと同等のサービスを提供しているものとして、特例的に報酬の対象とします。ただし、報酬請求にあたっては、下記事項に留意してください。

- ・ 電話等による支援を行う場合、あらかじめ保護者に説明を行い、同意を得てください。
- ・ 事業所職員が障害児に支援した内容等(障害児が通所を自粛したこと、支援にあたって保護者から同意を得たこと、支援日、支援方法、本通知1-③の支援内容)を必ず記録してください。
- ・ 単なる欠席連絡（その後の支援については不要と保護者の意向がある場合）については、サービス提供とはみなされないことに注意してください。

なお、「特例的に報酬請求が可能な回数」及び「障害児が複数事業所に通所している場合の取扱い」については、現在厚生労働省に照会しておりますので、回答が示され

た際は別途お知らせします。つきましては、障害児に対し必要な支援を実施するとともに、その記録を残してください。

⑥ 定員超過及び人員基準について

引き続き、市通知の取扱いとします。

⑦ 従業者の出勤について

引き続き、市通知の取扱いとします。

2. 居宅訪問型児童発達支援

特例として、個別支援計画において想定されている支援回数を限度として、電話、skype その他の方法による支援において健康管理や相談支援等のできる限りの支援の提供を行った場合にも報酬算定して差し支え使えないものとします。この場合、上記支援を行うことを保護者に説明し、同意を得てください。また、支援日、支援方法、支援内容について、必ず記録をしてください。

3. 保育所等訪問支援

令和2年2月までに保育所等訪問支援を実施していた障害児に限り、特例として、2月の利用回数を限度として、居宅等による訪問、電話、skype その他の方法による支援において健康管理や相談支援等のできる限りの支援の提供を行った場合にも報酬算定して差し支え使えないものとします。この場合、上記支援を行うことを保護者に説明し、同意を得てください。また、支援日、支援方法、支援内容について、必ず記録をしてください。

なお、上記は特例的な取扱いであるため、令和2年3月より利用契約を開始し居宅による支援を行った場合であっても、報酬算定は認められません。

4. 本通知の適用期間について

緊急事態宣言の解除まで

5. その他

- ・ 通所サービスの実施に当たっては、クラスター発生のリスクの高い、いわゆる「三つの密」（換気の悪い「密閉空間」、多数の集まる「密集場所」、間近で会話や発声をする「密接場面」）に十分留意し、感染防止対策の徹底をお願いします。
- ・ 感染防止の観点から一定のスペースを確保するため、西宮市立学校の利用を検討される場合、直接各学校にご相談ください。なお、学校の都合により利用できない場合があることにご留意ください。

以 上

問い合わせ先

西宮市法人指導課 電話：0798-35-3423

生活支援課 電話：0798-35-3923

障害福祉課 電話：0798-35-3767